

(6)賃金引上げ枠・卒業枠・インボイス特例の注意事項

(6)-1 <卒業枠>についての注意事項

- ◇ 補助事業の終了時点で要件を満たしていることを示す書類を提出していただく必要があります。要件を満たしていない場合には、交付決定を受けていても、補助金の交付は行いません。
- ◇ 申請時以降に通常枠への変更はできません。

補助事業の終了時点の要件(概略)	要件を満たしたことを示す提出書類
常時使用する従業員の数が小規模事業者として定義する従業員数を超えていること	労働基準法に基づく、 <u>労働者名簿の写し(常時使用する従業員のみ)</u> ・7項目の記載が必要 ①労働者の氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、 ⑥従事する業務の種類、⑦雇入れの年月日

「補助事業の終了時点の要件」および「提出書類」の詳細は「補助事業の手引き」でよくご確認ください。

(6)-2 <賃金引上げ枠>についての注意事項

- ◇ 補助事業の終了時点で要件を満たしていることを示す書類を提出していただく必要があります。要件を満たしていない場合には、交付決定を受けていても、補助金の交付は行いません。
- ◇ 申請時点及び補助事業の終了時点において支給している事業場内最低賃金が地域別最低賃金を下回っている場合、補助金の交付は行いません。
- ◇ 申請時以降に通常枠への変更はできません。

補助事業の終了時点の要件(概略)	要件を満たしたことを示す提出書類
事業場内最低賃金が、申請時の地域別最低賃金+50円以上(すでに達成している場合は申請時点で支給している事業場内最低賃金+50円以上)	賃金引上げ枠に係る実施報告書(交付規程様式) 労働基準法に基づく、 <u>賃金台帳の写し(全従業員分)</u> ・10項目の記載*が必要 <u>雇用条件が記載された書類の写し(全従業員分)</u>

*10項目の記載：①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働の労働時間数
⑦休日労働の労働時間数、⑧深夜労働の労働時間数、⑨基本給や手当等の種類とその金額、⑩控除項目とその金額

「補助事業の終了時点の要件」および「提出書類」の詳細は「補助事業の手引き」でよくご確認ください。

(6)-3 <インボイス特例>についての注意事項（第15回対象）

- ◇ 「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写し、もしくは「登録申請データの受信通知」を印刷したものを提出していない事業者の方は、実績報告時に提出が必要です。
(注) 要件を1つでも満たさない場合は、補助金は交付されません。
部分的な交付(特例による上乗せ部分を除いた額の交付等)もありません。
- ◇ 交付を受ける補助金額が、枠の上限に満たなかった場合でも、原則として「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しは必要となります。
- ◇ 申請時に「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写し、もしくは「登録申請データの受信通知」を提出している方は、実績報告時に再提出は不要です。

補助事業の終了時点の要件(概略)	要件を満たしたことを示す提出書類
適格請求書発行事業者の登録が確認できること	適格請求書発行事業者の登録通知書

「補助事業の終了時点の要件」および「提出書類」の詳細は「補助事業の手引き」でよくご確認ください。